

ロゴマークのデザインについて

1. ロゴマークに関する規定

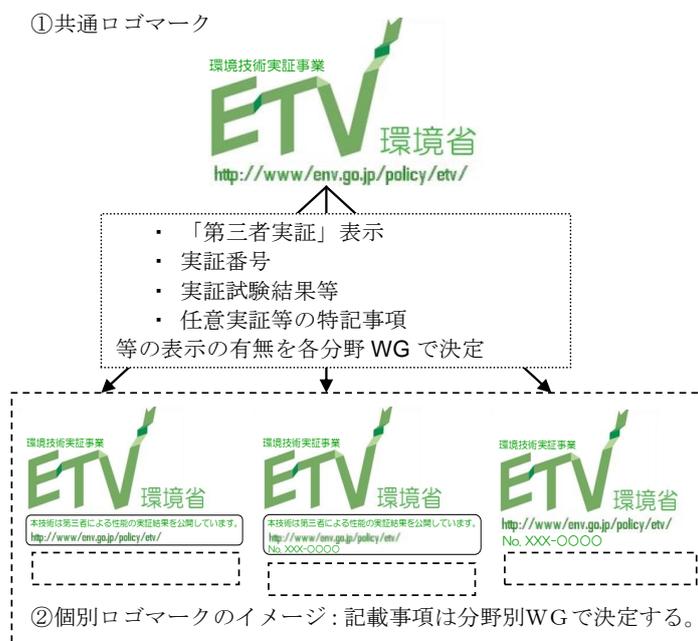
- 平成 22 年度より、全分野共通のロゴマークに加え、対象技術ごとの固有の情報を記載したロゴマーク（「個別ロゴマーク」）を交付できるようになった。平成 22 年度は、各技術分野において、個別ロゴマークへの記載事項の検討を進めてきた。
- この検討過程において、カタログ等に掲載するために縮小すると、「ETV」の周囲の記載事項が不鮮明になるおそれがあるとの指摘があった。
- また、平成 22 年度の共通ロゴマークは、それまでのロゴマークとデザインが異なるため、移行措置（旧ロゴマークの取り扱い）についても整理が必要。

第 10 章 ロゴマークの使用

2. ロゴマークの構成

- (1) ロゴマークは、別紙 2 に示すとおり、全技術共通的な情報を盛り込んだもの（以下「共通ロゴマーク」という。）及び共通ロゴマークに対象技術ごとの固有の情報を記載したもの（以下「個別ロゴマーク」という。）からなる。
- (2) 個別ロゴマークに記載する、対象技術ごとの固有の情報の項目及び記載位置は、分野ごとに統一することとし、分野別WGにおいて決定する。

(別紙 2) 環境省環境技術実証事業ロゴマーク



※平成 22 年度環境技術実証事業実施要領より抜粋

2. 対応（案）

（1）ロゴマークのデザイン

- 「平成 22 年度環境技術実証事業実施要領」（H22 実施要領）の別紙 2 に定める共通ロゴマークについて、文字サイズ等のデザインを調整した新たなロゴマークを定める。平成 22 年度実証技術に対してデザイン調整後のロゴマークを交付する。
- 個別ロゴマークについては、共通部分のデザイン調整に伴い再調整を行う。（必要に応じて）各分野別WGにおいて、承認をいただく。



（参考）



旧ロゴマーク（平成 21 年度まで）



共通ロゴマーク（平成 22 年度）

(2) ロゴマークの移行措置

- デザイン調整後のロゴマークは、平成 22 年度実証技術から交付開始。
- また、過去に実証した技術に対しても、デザイン調整後のロゴマークを交付。各実証申請者等に対しては、旧ロゴマークからの切り替えを推奨。
- ただし、ロゴマークの切り替え期限・義務は特段設けず、実証申請者各々の好適なタイミングでも容認。
- 当面、ETVウェブサイトには、新旧ロゴマークとも掲載するが、今後とも、継続的な周知を行う。

3. 各分野における個別ロゴマーク検討結果

- 以下に、各技術分野の検討結果の一部を示す。
(共通部分にデザイン調整を実施した案)

(1) 自然地域トイレし尿処理技術分野



環境技術
実証事業

ETV 環境省

本技術は第三者による性能の実証結果を
公開しています。

<http://www.env.go.jp/policy/etv/>

自然地域トイレし尿処理技術分野

平成YY年度 実証試験 (No.030-0000)

平成YY年度 経年実証試験 (No.030-0000)

(2) 湖沼等水質浄化技術分野

環境技術
実証事業



ETV 環境省

<http://www.env.go.jp/policy/etv/>

日本の水をきれいに
湖沼等水質浄化分野
(実証番号 080-0000)

(3) 閉鎖性海域における水環境改善技術分野

環境技術
実証事業



ETV 環境省

<http://www.env.go.jp/policy/etv/>

本技術は第三者による性能の
実証結果を公開しています。
平成00年度 実証番号 090-0000

環境技術
実証事業



ETV 環境省

本技術は第三者による性能の
実証結果を公開しています。
平成00年度 実証番号 090-0000
http://www.env.go.jp/policy/etv/list_20.html#h02

(4) 地中熱ヒートポンプ分野



実証番号 052 - AAB B

第三者機関が実証した
性能を公開しています

実証年度
H XX

www.env.go.jp/policy/etv



実証番号 052 - AAB B

第三者機関が実証した
性能を公開しています

実証年度 H XX

www.env.go.jp/policy/etv